

保保発 0419 第 1 号  
保国発 0419 第 1 号  
平成 31 年 4 月 19 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省保険局国民健康保険課長  
（ 公 印 省 略 ）

「出産育児一時金等の代理申請・受取請求に係る記録条件仕様について」等の一部改正について

「出産育児一時金等の代理申請・受取請求に係る記録条件仕様」及び「出産育児一時金等代理申請・受取請求書（専用請求書）」について、元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の制定により、元号が令和に改められるため、下記の通りその一部を改正し、令和元年 5 月 1 日より施行することとしたので、適切に御対応いただくよう、御留意願いたい。

#### 記

1. 「出産育児一時金等の代理申請・受取請求に係る記録条件仕様（医療機関等一支払機関）」の一部を次のとおり改正する。  
別表 3 「年号区分コード」について「5 令和」を追加する。
2. 「出産育児一時金等の代理申請・受取請求に係る記録条件仕様（保険者一支払機関）」の一部を次のとおり改正する。  
別表 4 「年号区分コード」について「5 令和」を追加する。
3. 「出産育児一時金等代理申請・受取請求書（専用請求書）」の一部を次のとおり改正する。  
生年月日欄及び出産年月日欄に「5：令和」を追加する。